

6-2

210

## 大学設置審議会規則(案)

### 第一章 総則

第一條 大学設置審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他その運営に関する必要な事項は、この規則の定めるところによる。

第二條 審議会に常任委員を置く。

2. 常任委員は、会長、副会長及び委員のうちから会長の推薦に基き、審議会で承認した者とする。

3. 常任委員は、常任委員会を組織し、会長をもつて主査とする。

第三條 審議会に、会長が必要と認めたときは、特別の事項を審査するため特別委員を置くことができる。

4. 特別委員は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

5. 特別委員は、特別委員会を組織し、その互選により主査を定める。

第六條 審議会に、会長が必要と認めたときは、大学の設置認可等申請の審査をするため審査会を置くことができる。

7. 審査会は、それに属する委員及び臨時委員の互選により主査を定める。

第八條 会長が必要と認めたときは、常任委員会特別委員会、専門分科会及び審査会の二以上の合同会議を置くことができる。

春山

147

第七條 審議会に幹事及び書記を置く。

2. 幹事及び書記は、会長が命ずる。
3. 幹事及び書記は、上司の指揮を受けて、庶務を整理する。

第二章 会長及び副会長の選舉

第八條 会長及び副会長の任期が満了し又は欠員を生じたときは、会長及び副会長の選舉は、他のすべての議題に先だつて行うものとする。

第九條 会長及び副会長の選舉は、委員の過半數が出席しなければ行うことができない。

2. 前項の選舉は、單記無記名投票によつて行つ。

第十條 前條の選舉にありて過半數を得た者を当選人とする。但一投票の過半數を得た者がないときは、投票

票の最多數を得た者二人につりて決戦投票を行い、多

數を得た者を当選人とする。

第三章 議事

第十一條 審議会の会議（以下会議といふ。）は、会長が招集する。

第十二條 会長は、会議の議長となり議事整理する。

第十三條 会長及び副会長が共に事故あるときは、あらかじめ会長の指命する委員が、会長の職務を代理する。

第十四條 会議は、委員の過半數が出席しなければ議事を開き議決することができない。但一、あらかじめ議決を経たときはこの限りではない。

2. 会議の議事は、出席した委員の過半數をもつて決し、可否同數のときは会長の決するところによる。

3. 委員は、止むを得ないときは、代理者を出席させることができる。この場合にありて、代理者は、委任状を会長に提出しなければならない。

4. 代理者は、第一項の出席定數に加えるものとする。

5. 代理者（大学設置審議会令第二條第三項第一号の委員の代理者を除く。）は、  
[REDACTED] 議決に加わることはできない。

6. 臨時委員は、会長が必要と認めたときは、会議に出席して意見を述べることができることとする。

第十五條 議席は、あらかじめくじで定める。

第十六條 発言しようとするとする者は、議長の許可を受けなければならぬ。

第十七條 修正の動議を提出しようとするとする者は、案を作り議長に差し出さなければならぬ。但し、軽易な修正は口頭で述べることができる。

第十八條 動議は、賛成がなければ議題とすることができる。

第十九條 議事の採決は、起立によつて行う。但し、議決により記名投票又は無記名投票によつて行うことができる。

第二十條 会議の議事録は、幹事が作成する。

第二十一條 常任委員会、特別委員会及び審査会の主査は、議事の経過及び結果を会議に報告しなければならない。  
2. 常任委員会、特別委員会、審査会及び合同会議には、前十條の規定を準用する。但し、常任委員会、特別委員会、専門分科会及び審査会の会議の議長は、それぞれの主査がこれに当り、合同会議の議長は、その会議に關係のある主査のうちからそのつど定める。

#### 第四章 雜則

第二十二條 この規則は、第十四條第二項の規定にかかわらず、委員の過半數が出席し、三分の二以上の賛成がなければ改

正することができない。

第三十三條 この規則に規定してない事項及びこの規則に関する疑義は、会長が定め又は決する。この場合において、会長は審議会に諮つて定め又は決することができる。